

令和元年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

令和元年9月10日（火曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 第41号議案から第56号議案まで、及び報第9号から報第12号まで

質疑

委員会付託

〔ただし、第55号議案及び第56号議案並びに報第9号から報第12号までを除く。〕

日程第2 決算審査特別委員会の設置及び委員選任委員会付託

〔第55号議案及び第56号議案〕

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 於 久 弘 治 |
| 2 番 | 毛 利 洋 子 |
| 3 番 | 中 尾 勉 |
| 4 番 | 黒 田 健 一 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 成 重 博 文 |
| 9 番 | 中山田 健 晴 |
| 10 番 | 松 本 博 彰 |
| 11 番 | 河 野 徳 久 |
| 12 番 | 安 東 正 洋 |
| 13 番 | 北 崎 安 行 |
| 14 番 | 河 野 正 春 |
| 15 番 | 菅 健 雄 |
| 16 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
総括主幹兼議事係長	板 井 保 明
専 門 員	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
副 市 長	堤 隆
市参事兼総務課長	佐 藤 之 則
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
企画情報課長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	川 口 達 也
税 務 課 長	土 谷 恒 男
市参事兼市民課長	近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長	大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て支援課長	水 江 和 徳
健康推進課長	清 水 栄 二
人権・同和对策課長	田 染 定 利
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農業ブランド推進課長	黒 木 雄 二
耕地林業課長	早 田 博 昭
建 設 課 長	永 松 史 年
上下水道課長	早 尻 真 一
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
農業委員会事務局長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	
	藤 重 深 雪
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	大 力 雅 昭
市参事兼消防長	宗 高 徳
総務課 課長補佐兼総務法規係長	
	小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長	
	都 甲 さおり
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	安 藤 隆 治
学 校 教 育 課 長	衛 藤 恭 子
文 化 財 室 長	板 井 浩

○議長（菅 健雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（菅 健雄君） 日程第1、第41号議案から第56号議案まで及び報第9号から報第12号までを一括議題といたします。

9月10日

初めに、議員各位にお知らせします。質疑及び質問に関連して16番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼したところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑の通告表の順序により、16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

市長から各議案が提案されておりますが、最初は一般会計の補正予算について9つの質疑をしたいと思っております。今回補正予算見ますと、合計で5億5,700万円の増額補正となっております。その内の9つの質疑なんですけれども、質疑項目が多いのでなるべく簡潔に質疑したいんですけれども、答弁のほうも市民にわかることばで簡潔にお願いしたいと思います。

最初は、中核工業団地に企業が施設を増設するというので、今回3億6,700万円の融資に対して無利子でこの増設を援助しようという提案がされておりますけれども、今回市長も無償宅地住宅を提供するなどして人口増加対策に力を入れておりますけれども、やっぱり人口ふえても、人口ふやすためには働く場所が非常に大事だと思うんですけれども、今回3億6,700万円を無利子で貸し出しをするということになりましたね。相当規模の企業の増設ができるんじゃないかというように想像するんですけれども、今の中核工業団地の状況見ても、もう大半、半分以上が市外の方が通ってきている状況ですかね。今回造成する企業については、なるべく豊後高田市民を優先的に雇用する、それも非正規じゃなくて正規雇用で雇用するように、市長も政治力を発揮してもらいたいと思うんですけれども、今回のこの貸付事業によって、そういう点でのどのような波及効果、事業効果を考えているのか説明してもらいたいと思います。

2つ目は、プレミアム商品券の事業がこの10月1日から始まります。もうすでに対象世帯に対してはチラシを郵送してございまして申請事務に入っておりますけれども、今回その事務費が不足するというので、420万円の増額補正になっております。計算していきましたら、今回の商品券については今までと違ってもう対象が限定してございまして、一言で言ったら住民税を課税されていない、いわゆる非課税世帯、あるいは扶養になっていない方も条件ついておりますけれども、もう一つは2016年の4月2日以降

に生まれた子どもを持つ世帯、というように限定されております。

何を明らかにしたいかといいますと、その非課税世帯の分だけでも今回420万円をプラスしますと、合計経費が4,576万円になります。だから、4,576万円、これ全て国費でありますけれども、このことによってやっぱり事業効果が上がらないと意味がないと思うので、最初3点について質疑をしたいんです。

それは、今ここに持ってありますけれども、このチラシが非課税世帯対象者であろうという方に郵送されてございまして申請を受け付けてありますけれども、その申請に基づいて適切であれば商品券の引きかえ券をまた郵送で送りつけるとなっております。その時に、このチラシの範囲では商品券をどこで使えるかということが書かれておりません。これも全国まちまちです。私は、今回の場合、前と違って非課税世帯となると大半が高齢者になると思うんです。そうしますと、病院の医療費、それからデイサービスやホームヘルパーなどなど介護サービスについても、その費用についても商品券使えるようになったら有効活用できるんじゃないかなと思いますし、それから大型店についてもまちまちですけれども、今市民の中にあるのは、トライアルが使えるかどうかというのも疑問の声が上げられております。このチラシの中ではどこで使えるかというの書いていなくて、申請したら今度引きかえ券を渡す時には、それには印刷物を送るとなっておりますけれども、その辺、本当に対象者の利便性を考えた取扱店というように広げてもらったらと思うんですが、どう考えているのか。

2つ目は、引きかえ券をもらったら商品券を購入できるんですけど、その購入する場所の問題なんです。これ、大分県でも調べてみましたら、それぞれまちまちです。でも、高田の場合が一番最低です。これは、もうすでにこの用紙に書かれております。市の商工会議所と西国東商工会の、この2カ所だけなんです。それも時間が朝の9時から午後4時半まで、月曜から金曜に限られています。全国どこでも日曜日も、あるいは夜も買えるような仕組みになっているし、あるいはいろんな場所があるんですけれども、高田の場合これに限られていますけれども、これでは、前競争し合った、いわゆる行列ができたような商品券じゃないんですよね。今度は限られているんですね。もう自分が1人は2万円と2万5,000円の商品券をもらえるわけでしょう。使える期間も

限られております。そうなりますと、やはりそういう高齢者あるいは障がい者という実態を踏まえれば、本当に購入しやすいように、よそでは市役所、それから支所、公民館、郵便局、あるいは大分などではいろんな、トキハ本店を含めて大型店でも販売しておりますしね。いろいろあるんですけども、高田の状況にかみ合った形で、販売店を2カ所だけではなくて広げるべきではないかと思いますが、どう考えているのか。済いません。

3番目は、前は臨時給付金で、対象者に対しては1万円の現金を交付した例がありましたね、おとしですかね。その時はなかなか申請をしない人については担当課が相当苦労をしたし努力をしましたよね。高田の場合、大分県の中でも一番、いわゆる活用率が高かったんですけど。今度の場合でも、私ももう6人の方からいろいろ相談を受けました。なるほどなと思うんです。だからもう面倒くさいから使わないって人が一番多いですね。使わないという、なるんですよ。だから、申請事務が要るんですよ。子どもを持つ世帯については申請事務が要りません。要は非課税世帯については全部申請がなければ引きかえ券もらえないようになるんですね。子どものおるところは引きかえ券を直接送るんですよ。だから、高齢者について、あるいは体の不自由な方々などについてはもう面倒くさくてという形で、いわゆる国のほうは5,000円得すると宣伝しておりますけれども、使わなければ得も損も何もないわけね。だから、いわゆる未申請者対策については何か考えておられるのか。もうすでに申請が始まっておりますけれど、今の進捗状況から見て、私は物すごく対象の割に申請する人が少ないんじゃないかと思うんですけども、その辺について明らかにしてもらいたいと思います。

次は、3番目は、中新開の堤防のところにあります排水ポンプ場の除じん機の復旧工事費として435万円提案されておまして、これはもう地元の方にとっても本当にありがたいことだと思います。高田の場合は、宇佐と違って特別にこういう排水ポンプ場がたくさんあって、実際は、管理は市が実施をしている、建設は県がするというようなことになっているんですけど、何を質問したかと言ったら、今回の435万円の修繕によってどういう事業効果があると考えているのか、まずそれを、答弁を求めて質疑します。

次は、4番目は、中央通りの旧安東薬局の跡地利

用の問題です。

ことしの3月当初予算で、工事費として3,500万円だったと思いますが提案されました。ところが今回、それでは不足を生じるということで、また2,822万円が提案されております。合計しましたら、工事請負費だけで6,300万円を超えることになってますが、実際どういう、なぜこんなに当初予算で、半年後にはまた約3,000万円追加しなければならないようになったのか。設計変更があったということなのか、あるいは入居者に便利ようにちょっと設計を変更したというのか。なぜなら私わからないんですけども、問題は、もうあそこを買収してから、あるいは設計予算を組んでからかなり時間がたっているんですけども、いつまでたってもまだ入居する目処が立たない状況なんです。それで、今回この予算を組んだら、やっぱり事業効果をどう見ているのか。実際にどういう業種の方でどういう、何ですかね、改装してそれに合うような形の、今回商売なり事業をやっているのか。わかれば、簡潔に説明してもらったと思います。

次が、5番目は、企業チャレンジ支援事業で150万円また追加されておりますけれども、これは市内の若手45歳以下の方が新たに事業を起こした場合、最高50万円の補助金を出すという事業なんですけども、これは、新たにふえていっておるということは頼もしいことなんですけれども、その事業効果をどう見るのか。

次6番目は、また同じように、昭和の町の活性化のために改修事業を支援するために210万円の補助金がついておりますけれども、この事業実績や今後の計画について。

それから7番目は、長崎鼻にまたバーベキューのテラスを整備するというで、2,400万円新たに予算が提案されております。すでに3月の議会では五千四、五百万の予算がついたと思うんです。だから相当予算をかけておるんですけども、今度のこのバーベキューのテラスを整備することの追加工事やることで、どういように有効な事業効果を考えているのか説明してください。

あと8番目は、県営の急傾斜地の事業で、今回市の負担金が910万円提案されております。全国調べたことがありましたけれども、大分県の場合はこういう事業については事業費の10%あるいは20%を市町村に負担してもらおうとなっておるんですけども、全国的にはまだ5パーのところもかなりあります。

9月10日

よって、今回のこの910万円の根拠について、市民が納得できるのか説明してもらったと思います。

それから、9番目は、旧大分銀行の跡地に対して新たな店舗をつくらうということで、るるこれまでも議論がありましたけれども、今回3億3,200万円を繰越明許をするという予算案が提案されております。このことについての理由というんですかね、繰越明許することによって完成がいつになるのか、もうちょっと市民にわかるように説明してもらったと思います。

以上であります。

○議長（菅 健雄君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、第41号議案の内、私からは地域総合整備資金貸付事業に関するご質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

今回の補正は、大分北部中核工業団地に立地する企業の工場増設等に伴い、地域総合整備資金、いわゆるふるさと融資をご利用されるということで、貸付金を計上させていただいております。期待される事業効果でございますが、地元興業の振興、それから雇用機会の拡大、そして固定資産税をはじめとする市税の増収等、トータルとして豊後高田市全体の活性化に大きく寄与していただくものであるというふうに考えております。それから今回の増設に伴う新規雇用増加数は、稼働時点で20名と伺っておりますのでこの点でも雇用機会を拡大に効果が期待されると、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長（植田克己君） それでは、プレミアム付き商品券事業に対するご質疑にお答え致します。

まず、今回の補正予算で計上させていただいております経費につきましては、プレミアム商品券の印刷や販売、換金等に伴う事務的経費の内、不足する部分について補正するものであります。議員ご質疑の商品券取扱店についてであります。商工会議所や商工会を通じて会員に対し、登録を募集するとともに、それ以外の店舗や大型店につきましては市報やホームページ等を通じて募集を行いました。また、病院や介護サービス事業所などは、直接国のほうから登録依頼の文書が送付されておりますが、別途、市より病院等については医師会事務局を通じて依頼

を行っており、介護サービス事業所等につきましては直接連絡するなどして登録店舗の拡大に努めているところであります。

次に販売場所についてであります。高田地区は豊後高田商工会議所、真玉地区は西国東商工会、香々地地区は西国東商工会香々地支所としております。また、購入に当たりましては家族や代理人等による購入も可能でありますので、状況を見ながら必要に応じて対応をまいりたいと考えております。次に、申請をしていない方に対する対応についてですが、今回のプレミアム付き商品券事業は、臨時福祉給付金事業と違い、購入の際に対象者に一定の金額を負担していただく必要がありますので、個別に再度ご案内することは考えておりません。しかしながら、購入すれば25%のプレミアムがつくことや、5回に分け購入できることなど、メリットを広く、市報やケーブルテレビ等を通じて周知をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長（早田博昭） 第41号議案の内、基幹水利施設保全対策事業435万円についての質疑にお答えいたします。この事業は、桂排水機場の除じん機で突発的に起きた事故の復旧を行うもので、昨年度に新しく施行された国の土地改良施設突発事故復旧事業により除じん機の修繕を行い、機能の回復を図ります。さらに、腐食に強いステンレス製の材質に取りかえることにより耐久性に優れた施設の効率的な長寿命化が図れる効果があります。今後も排水機場の適正な維持管理を行いながら、農地や家屋に浸水被害が出ないよう鋭意努力をまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第41号議案のご質疑の内、都市再生整備計画事業についてお答えいたします。

この事業は、中央通り商店街の真ん中に位置し、昭和の店第1号店でもありました旧安東薬局を新たに創業支援施設として活用するため、改修工事費等の必要な予算を計上するものでございます。昨年度、旧安東薬局の土地及び建物を購入し家の中にありました物品等を処分するとともに、新たな施設として活用するために必要な耐震補強などの改修工事に向けて、建物の調査及び設計を実施したところでござ

います。調査の結果、想像以上に建物の老朽化が進んでいたため、耐震化を中心とした改修工事の費用が当初予算編成時の想定を大幅に上回り、予算不足となったことから、今回、改修工事費2,484万3,000円と工事監理業務委託料338万5,000円の合計2,822万8,000円を補正予算として計上するものでございます。今後のスケジュールを申し上げますと、補正予算の議決をいただいた後、改修工事を行い年度内には改修工事を完了する予定となっております。また、改修工事と並行しまして創業希望者の募集を行ってまいります。

事業効果についてでございますが、冒頭申し上げましたように、旧安東薬局の建物は昭和の町を代表する趣のある外観及び内装を有しておりまして、中央通り商店街や昭和の町の町並み景観の維持になくてはならない貴重な建物でございます。昭和の町、昭和の店第1号店にもなったこの建物の風情を活かした商売を行ってもらうことによりまして、昭和の町並み景観の維持と昭和の町への誘客促進による中心市街地の活性化を目指すものでございます。

次に、起業チャレンジ若者支援事業についてお答えいたします。

この事業は、45歳以下の若者が新たに事業を興す場合に創業に必要な経費につきまして、補助率2分の1、上限50万円まで助成するものでございまして、平成26年度から昨年度までに16件の実績となっております。今年度の実績でございますが、飲食店の創業が1件で、今後飲食店3件、貸部屋1件の計4件の創業が予定されておりまして、今回150万円を補正するものでございます。

次に、活力アップ戦略的商店街活性化総合支援事業についてお答えいたします。

この事業は、中心市街地の町並み景観の維持と、昭和の店の育成のための支援制度でございます。本年度の実績は、飲食店の創業に伴います改修補助と家賃補助の2件がありまして、今後飲食店2件、雑貨店1件の計3件の開業が見込まれるため、210万円の補正予算を計上するものでございます。

次に、長崎鼻パーフェクトビーチ事業についてお答えいたします。

この事業は、国の地方創生推進交付金を活用いたしまして、長崎鼻リゾートキャンプ場に本年度バーベキューテラスを追加整備することで、平成28年度から取り組んでおります、パーフェクトビーチを核とした里海ヘルスツーリズム事業のさらなるステッ

プアップを図り、年間を通じて観光客が訪れる通年型の保養リゾートとしての確立を目指すものでございます。平成30年度に整備いたしました既存のバーベキューテラスが、今年のゴールデンウィークの運用開始以降大変な人気を博しておりまして、非日常的な体験ができる宿泊施設のキャンピングトレーラーの追加整備などによる相乗効果もありまして、8月末時点で1,000人を超えるご利用をいただいております。しかしながら、既存の施設の適正収容人数は30人となっております。定員超過の状態を受け入れている日もある状況でございます。

今回、この対策といたしまして、バーベキューテラスを1棟追加整備することにより、いつ来ても待つことなくバーベキューが楽しめるようになるとともに、バーベキュー以外でも使用できる多目的な施設としての利便性の向上、収容人員の増加による事業収益性の向上が図れるものと考えております。

次に、新拠点施設整備事業についてお答えいたします。

旧大分銀行跡地に計画しております新拠点施設につきましては、昨年度、設計事業者を公募、選定いたしまして、昨年8月下旬から地元との協議を重ねてまいりました結果、ようやく7月末に実施設計が完成し、現在、建築に向けての申請業務等の作業を行っているところでございます。

繰越明許の理由についてでございますが、地元との協議に時間を要したことや、また、建築確認申請等の各種申請手続にある程度の期間を要することから、今後順調に進みましても入札契約を経て工事に着手するのは年末から年明けになると思われまして。今回の施設の建設工事の標準工期は10カ月となっております。今年度の施設の建設工事の標準工期は10カ月となっております。年度をまたがるのが確実なことから、入札時に適正な工期を確保するため、9月議会で工事請負費等の繰越明許費の議決を得るものでございます。

なお、工事の完成は来年の10月末を予定しておりますが、その後開業準備等がありますので、施設のオープンは令和3年の春を予定しております。また繰越明許費の内訳につきましては、委託料及び工事請負費の予算から前払い金の40%を除いた2億697万6,000円と工事完成時の検査手数料14万4,000円の合計2億712万円でございます。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、第41号議案

9月10日

についての県営急傾斜地崩壊対策事業負担金のご質疑にお答えします。

本負担金につきましては、県が実施する急傾斜地の崩壊対策などに係る事業費に対し、負担割合10%から20%となる負担を行うものであります。この負担金は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律において、基本的には受益者に負担が伴うものとなっていますが、負担額が高額なことや受益の特定が難しい部分があることから、地方財政法の、都道府県は建設事業による受益の限度において、市町村に対し建設事業に要する経費の一部を負担させることができるとの規定に基づき、県から市に負担を求められているものであります。

今回の負担金は、当初予算において施工箇所4カ所、県事業費8,500万円に対し1,200万円の負担金を予定していましたが、近年の集中豪雨など地域における危険性の高まりや国においてのこれらの対策に係る財政措置の拡充などを踏まえ、県へ要望等を行ったところ安全対策を実施する箇所が4カ所追加され、計8カ所を実施できることとなりました。これに伴い、県事業費が1億6,100万円に増額となったため、事業費に対する負担割合に基づきますと市負担金は2,110万円が必要となることから、910万円の増額補正を行うものであります。市としましても、基本的には負担が軽減されることが望ましいと思いますが、周辺地域の保全及び安全対策を早期に図るためにも、県事業に対応して負担を行っていかねばならないと考えております。

なお、県施行の急傾斜地崩壊対策事業及び砂防施設再生事業に係る市負担金には、本年度及び来年度の2か年において、交付税措置の非常に有利な起債である緊急自然災害防止対策事業債を充当できるようになっていますので、本財源を活用しながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 答弁がかなり長い部分もありましたので時間があと29分になりましたけれども、通告している内容全部やりたいので時間配分して再質疑したいと思うんですが、最初の中核工業団地の企業の増設に伴って、今回20名の雇用の、稼働時点で拡大をするということなんですけれども、私は、高田の市民で20人というように受けとってよいのか、あるいは全体の20人なのか、何とか高田に居住する人を優先的に、しかも正社員なのか非正規かは全然

違うんですけどね、正社員の雇用を促進される立場に立ってもらいたいと思いますがどうなんでしょうか。

○議長（菅 健雄君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、第41号議案の再質疑にお答えをさせていただきます。

この今回の増設に伴う新規雇用増加数は稼働時点で20名ということなんです、全体で20名ということでご理解お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長に、この問題最後ですから答弁してもらいたいんですが、前の市長もこういう問題の時には、やっぱり地元の雇用を優先せろということ企業に働きかける旨の答弁がありました。やっぱり無利子で3億6,700万円貸し出すということになりますと、市長から言われたんなら、よし、そういう希望者あれば高田の人を優先するという配慮があつてしかるべきだと思いますし、やはり市の人口をふやすとなると非常に大事な問題ですので、地元優先ということで市長として働きかけてもらいたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（菅 健雄君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） この地元採用については、常々企業側にはお願いをしております。しかしながら、企業が求めるほど地元の雇用者がおらないのも事実であります。高田高校、定数が160人でその内の進学を除いて一般就職の場合、高田に残ってくれるのは数人ぐらいしかおりませんので、できるだけ地元に残っていただいて企業に就職していただけるように、皆さんからも、議員さんからもお願いしていただきたいなと思っております。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議員からも働きかけてもらいたいと思いますが、議員はなかなかそういう力がないと思うんです。やっぱり今回無利子で貸し付けるということになるから、その条件として、市長として要求するのは当然だと思いますんでね、要求してもらいたいということをつけ加えておきます。

次は商品券のことについてです。

どこで使えるかということで、それをさらにふやしていくために努力をしようという答弁がありました。それとの関係で、すでにみなさんにお配りしているチラシでは、引きかえ券と同時に取扱店を郵

送しますとなっているんですね。まだ今の課長の答弁では、今後物件購入を拡大、扱うところを拡大していくと答弁があったんですけど、まだ今印刷物ができていないということで、さらに私の言うように、介護サービスの利用料についても適用できるのか、あるいは病院の医療費の問題、それからスーパーの中でも、そういうそれぞれのスーパーも利用できるようになるのか、その辺もまだ拡大の余地があるのかどうなのかが一つですね。

もう一つは、未申請者の問題で、再度連絡をするようなことはしないという、もう一方的にしたからということなんですけどね。私は今回の商品券についての、中身をなかなか理解をしている人が少ないのではないかと思います。議員のみなさんはよくわかっていると思いますけど、なかなかこの中身はわからないんですよ。それで、高齢者や障がい者においてはもうしゃーしい、そんな面倒くさいことをするよりはもういいわということになりがちなので、やっぱり制度そのものの、市報を見てもわずか1回だけの半ページしか使っていないんですよ。だから制度を知らせなければ、知らせる努力はしてもらいたいと思うんですけども。

もう一つ、家族でも代理でもいいという場合、これ見たら本人確認証明書が要るっちなっているんですよ。これ郵送で申請できるけど申請時にも本人確認が要るとなるとるけど、これがそれをわかっている方がいいけど、それが免許証を持っていない、あるいはマイカードを持っていない場合には、さあどうするかっちゅう問題が起こるんですね。そういう問題をとにかくもう、事務を簡素化してしまう、申請事務も購入事務も簡単にするというようにしたらどうかと思いますけど、その辺はどうなのか。

それから、私は、かなり未申請者が出るのではないかと。これだけ莫大な予算を組んでいるけれども実際は国に返さないかんようなことになると思うんですけど。実際の非課税世帯数でどれぐらいと、子ども世帯ではたしか250件ぐらいだったかね、ちょっと自分なりに計算していましたが、それはいいねんけど、非課税世帯で何ぼぐらい見ちゃって、申請率をどれくらい見るというように考えているのか説明してください。

○議長(菅 健雄君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは大石議員の再質疑にお答えします。

まず登録店舗の拡大についてですが、8月30日

一時的には登録を締め切りましたが、引き続き病院とか介護サービス事業所等については購入引きかえ券、今月末には送付予定としておりますので、とりあえずそれまでは拡大に努めてまいりたいと思えますし、すでに病院、介護サービス事業所も登録いただいているところもございます。あと、大型店につきましては、商工会議所商工会の会員である大型店やスーパーにはご登録いただいておりますし、個別にご案内差し上げている市内の大型店についても、ご参加をいただいている状況でございます。

次に、中身の制度の周知については、広く周知をしてみたいというふうに考えておるところでございます。また、申請時及び購入時における簡素化については国のほうのQ&Aにおいても、できるだけ簡素化して購入しやすいように努めてくださいということになっておりますので、必要最低限の確認はさせていただきますけども、口頭等で確認できるものはそれにかえたいと、そういうふうに思っているところでございます。申請率につきましては、現時点ではなかなか見込めないで、今後推移を見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 申請率は見込めないというように言いましたけど、私は、これまでの商品券については100%全部完売したんですよ。そんなことにならないんじゃないかと予告しておきます。よって、よその先進地に学んで、夜でも購入できる、それから、土曜も日曜も購入できる日にちを選定せんといかんと思うんですよ。まちまちですね、よそは、この期間だけ、この日曜日とこの日曜日については朝から夜の7時までやるとかね、いろいろあります。郵便局を使ったり各金融機関を利用したりあるんですけど、うちの場合は商工会と商工会議所だけでしょう。この辺の検討、公民館を使うとか市役所の2階、1階の窓口は何々とかいろいろありますね、全国的にはね。でないと、対象が今までの商品券と全然違うんですよ。だからその辺を利用しやすいように検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(菅 健雄君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) 大石議員の再々質疑にお答えします。

状況を見ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） じゃあもう次は時間がありませんので、第49号議案、無償で提供するこの住宅の条例について6点質疑をしますので、それぞれ簡潔に答弁してもらいたいと思うんです。

第3条で申請についてあるんですけど、今回資料をいただきましたら、市長は100坪の区画と言っていましたけども今回は80坪台から、多いところでは120坪台まであるわけですね。そうしますと、入居者はどこを選ぶかという権利があると思うんですけど。だから、この方法を、申請するのにこの区画が良いんだということになると、第1次募集でいつまでと、多かったら抽選にするというぐらいで、第1次募集の宣伝が大事だと思っているんで、この申請事務で自分が自分で選べるのか、市が決めるかというのは大きな違いなんですよ。その辺の、本当に入居希望者の希望に応えるようにしてもらいたいと思いますが、どうなのか。

それから、もう1個が譲渡対象要件について、一つは満50歳以下という規定と、もう一つは15歳未満の子どもがいる、いわゆる5年以内の移住者あるいは市外の方というように条件がついておるんですけどね。私は、本当に市長の言う人口をふやすためにこういう住宅を作るんだと、大分県で初めてのことをやるんだとなれば、やはり広く活用してもらうためには50歳未満の子どもがなくてもいいということになってるんやけどね。子どもがなくていいじゃなくて、それは聞いてみたら今50歳からでも子どもを産んでもらえばいいじゃないかということなんだけど、そうではなくて、もう少し年齢を下げ、やっぱ子どもを本当に産んでいただければありがたいんだけど、子どもがなくても若い人が高田に来てもらうことが大事だから、今は50歳未満で子どもがいなくてもいいとなるけども、もう40歳ぐらいに年齢下げて、50歳を40歳に下げて、若い人の対象にしたらどうかと思うんです。

それから、市外に限るとなっているけども、市民についても、やっぱり子ども2人とかあるいは3人とかというようなこともいろいろ検討してみても要件つけて、若い人もなかなか子どもが多い家庭では新しい家を建てるのに土地まで買えないという人も家を建ててくれればありがたい話だから、そういうことを広げるとかその辺の第4条については再考する考えがないというのはどうなのか。

それから3番目は、その中に市長が特別に認める

場合については云々とあるんです。その市長が特別に認める場合とはどういうことを言うのか、説明してください。

それから4番目については、ここに住んでいる方々は今度、無償譲渡を受けて新築を建てた方々は、いわゆる学校区なんですね。学校区を都甲の団地については戴星学園、真玉の大村団地については真玉小学校や真玉中学校というように指定するのか、あるいは今、全市的に同じような形で校区制、学区制を廃止してどこでも希望者が希望の学校に行けるようにするかということも大きな問題なんです。しかし、やはりこれは、それぞれの周辺部の学校は生徒数が毎年毎年減って、田染みたい空き家バンクで新しい人が来たと思っても、いや云々という形でまた高田の学校にかわるということで、移動してしまうようなことが起こっておりますし、もう小学校がなくなったら地域がなくなるようなもんですからね。私は私見としては、無償提供するつちゅうことになると、真玉の住宅について35戸あるんだから、これは真玉小学校や真玉中学校という指定できるようにしたほうが地域の発展になるし、地域に住んでおっても隣の絆、交流ができるのではないかと思いますから、その辺は深く検討しておるのかどうか、答弁してもらいたい。

それからもう一つは、5つ目は、自治会所属の問題なんです。都甲についてはあそこは新城になるから新城で、7戸だったら問題ないと思うんですけど、真玉のほうは35戸になると一つの自治会を新しく作ったほうが今後のためになるんじゃないかなと思うんですけども、あそこは今でしたら上大村になりますかね。上大村に入っても、全て市外の方が入居するとなるとなかなか地域との関係でも、地域行事の関係もあるかと思うんですけどその辺がどう検討しているのか。

それから6番目は、市長が特例として、何区画かは特例の区域を設けて、そこにはいわゆる建売住宅を認めるみたいな条例になっていますわね。私は、建売住宅をやってみても売れなかった時にどうするかと、固定資産税も取れないような問題起こるしね。売れ残ればその住宅価値が安くなってしまって、その地域の中で話題になると思うんですね。だから同じ、真玉で言ったら35区画、都甲で7区画とかですから、同じ無償譲渡なら同じ条件で無償譲渡して自分が好きな建築業者に頼んで、好きな家をつくるというほうが、同じ地域性の問題で効果があるんじゃない

ないかと思いますが、その点をどう考えているのか明らかにしてください。

○議長（菅 健雄君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） それでは、大石議員の第49号議案定住促進無償住宅地の譲渡等についてお答えします。

まず、仮譲渡の申請と譲渡希望区画の選定についてですが、本条例案について議会での承認後、可能な限り速やかに一定期間を設けて、第1次予約を開始する予定としております。この予約時におきましては、第2希望まで区画の申し込みを可能とし、受付終了後に申込みの希望する区画が重複した場合は重複者による抽選によって決定する予定であります。その後、第2次予約を行うこととしますが、これについては先着順を予定しております。こうして区画の予約申し込みが決定された方については、区画の整理が終了次第、仮譲渡の申請をしていただくように考えております。

次に、譲渡の対象者の要件についてですが、子育て支援や教育環境の充実などにより、現在本市の移住の多くは20代から40代の世代、子育て世代が多くなっております。こうした市の取り組み、現在の移住の状況を効果的に活用し本市においていただくなか、出産、そして子育てをしていただける世代の定住人口を促進していくため、現在のような一定の要件等を設けております。

次に、譲渡の対象者についてですが、その他市長が認めるものの要件についてですが、現時点では特に具体的なケースというものは想定しておりません。

次に、住宅が完成し入居した後の通学する小中学校の学区制についてですが、現在本市の通学における学区制については、それぞれの通学区域内にある小中学校へ通学することを基本としており、その中で特に理由があり、教育委員会が認める場合において通学区域外の学校へ通学できることとなっております。また、戴星学園については小規模特認校制度を実施しており、市内全域から通学可能となっております。本住宅団地に入居することになった方についても、本市で取り決めている現在の学区制により通学していただくこととしております。

次に、都甲住宅団地、大村住宅団地に係る自治会の地域についてですが、住宅団地があるそれぞれの自治会の意向も聞きながら検討していきたいと考えております。

最後に、区画の特例についてですが、市内建設事業者によりモデル住宅を建てていただくことで市内事業所への経済的効果、モデル住宅による宅地への入居促進に繋がると考えております。この区画の設定については、先程ご説明いたしました予約受付の状況を踏まえながら今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（菅 健雄君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の第49号議案は総務委員会に付託されますので、そこで時間かけて議論したいと思います。

次に、時間が8分になりましたので、報第9号、債権放棄について質疑をいたします。時間がありませんので、特に水道料金について、これ資料をいただきまして計算しますと、滞納者の99%に当たる方が今回は債権放棄と、もうチャラにすることになるわけです。今までも水道料金の問題というのは、元市会議員など大物が滞納しておる問題で、永松市長時代随分議論をしたものなんですけれども、今回はそういう人も含めてとにかくあと残った滞納者というのは、16人だけと、あと338人についてはもうチャラにするということですかね。一般市民との関係から見ましても、一般市民の場合はわずか3カ月水道料金を滞納しても水道を止められて、もう生活できないじゃないかという問題がたびたび起こってよく相談を受けましたけどね。そういう人との関係から見ても、今回これだけチャラにするということはちょっとどうなのかなと思うんですけども、それは市民に、これが正しいんだということは何か言えるようなことがあるんでしょうか。それをちょっとお尋ねします。

それからもう一つは、同じ問題でも市営住宅の問題。これも私、監査委員をしておりましたからよく当時の事情を知っているんで、これの滞納は大きいんですよね。今でも2,200万円を超えると。これは市の家を借りた人達が実際に期日までに償還しなかった人がある、2,200万円を超える状況なんだけども、これでチャラにしたのは2名だけなんですよ。あと68人は残っているんですよ。水道料金との関係から見ましても、ちょっと違うもんだからなぜなんだろうかという疑問を持つんですけども、この辺の違いをどう見るのか、一言で言うならば今回合計しましたら400人分で1,400万円を超えるこれまでの滞納をチャラにするということになりましたよね。そ

9月10日

の辺が市民にわかるように説明してもらったと思います。

以上です。あと5分間ありますので。

○議長(菅 健雄君) 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長(早尻真一君) それでは報第9号の内、水道料金に関する部分についてお答えします。

債権放棄の理由等についてですが、消滅時効が完成をした債権について、豊後高田市債権管理条例に基づいて、債務者の支払能力の有無、死亡または行方不明等、債務者の実態を調査した上で、豊後高田市債権管理会議において債権回収の見込みがないと判断をした平成9年度から平成25年度までの3,686件、名寄せ人数で338名分の1,075万6,060円について放棄をしたものでございます。

以上でございます。

○議長(菅 健雄君) 建設課長、永松史年君。

○建設課長(永松史年君) 報第9号についての内、市営住宅使用料の債権放棄のご質疑にお答えします。

債権放棄を行った住宅使用料25万5,100円につきましては、対象者2名、件数71件となっています。本債権の放棄に至った理由としましては、対象者2名いずれも市営住宅を退去しており、すでに死亡しております。また、住宅の入居の際に徴取している保証人についてもすでに亡くなっており、債権者への徴収が困難な状況となり、消滅時効が完成しているため、債権放棄を行ったものであります。

今後につきましても、債権管理条例に基づき適切な債権管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長(菅 健雄君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 4件の事業があるんですけど、今2つの問題で答弁してもらいました。私は、市民が理解できるような答弁をと要求したんですけども、今のお話を聞いても、納得できないと思うんですけどね。それは元市会議員有力者については、この前債権放棄しているけど、要はごねたらごねただけ得だということになるでしょう。そんなことになったらいかんと思うんで、本当に貧しくてどうにもならないという人がそれは法律上に基づいて放棄することはあっても、ごね得だということをつくってはならないと思うんですよ。よって、私は矛盾を感じるのは、水道料金がこれだけの人が滞納してるんだけど、家賃も滞納してるんだけどね。家賃の滞納と水道料金の滞納っちゅうのは、ほぼ同じ人ではないかと想定されるんですよ、私はね。家賃も滞納してる水道も滞納しとったんじゃないかと。な

のに家賃のほうはチャラにするのは2件だけ、水道のほうは338件となるでしょ。家賃で滞納者というのは実際まだあと68人おるんですけども、家賃の滞納68人の中には、水道滞納者がいないというように判断していいんですかね。その辺、だから、水道料金と家賃の扱いがちょっと違うんじゃないかと思うんだけど、その辺も全部調べてみて、こうこうこういう理由でだめなんだということなんですかね。その辺ちょっと市民は理解しづらいと思うんですけどね。

○議長(菅 健雄君) しばらく休憩いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時2分 再開

○議長(菅 健雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。建設課長、永松史年君。

○建設課長(永松史年君) それでは、住宅使用料の債権放棄の数が少ないという理由についてご説明させていただきます。

住宅使用料につきましては、基本的には債権管理条例に基づいて債権をするべきものと考えておりますが、使用料につきましては入居時に保証人を徴取しております。そういうことから、時効の援用が明確に判断できないところがあります。本人が死亡、それから保証人が死亡など、そういったいろいろな条件がありますので、すぐには債権放棄ということにはならないと思います。また、現在も徴収それから支払いをされている方もおりますので、引き続き住宅使用料の徴収のほうに努力していきたいと考えております。

以上です。

(○16番(大石忠昭君) 水道課長も答弁してもらいたいんだよね。水道が債権放棄が大きすぎるちゅうことに、何でそげんなるんかいちゅうことをいよるわけ。)

○議長(菅 健雄君) 上下水道課長、早尻真一君。

○上下水道課長(早尻真一君) 大石議員の再質疑にお答えをいたします。

水道料金の滞納につきましては、消滅時効の期間は2年ということになっておりますけど、水道料金につきましては下水道料金と今一括で請求をしております。そういうことで下水道の使用料の消滅時効の5年に合わせて債権放棄をしたわけでございます。これまで、債権管理条例等は設置をしておりますが、消滅時効は完成をしておるが、それを放棄するか否かの判断については、それをする根拠がありませんでした。ということで、今回債権管理条例がで

き、また債権管理会議、これは市役所の中の職員の会議ですが、この中で個別の債務について徴収可能かどうかの有無を判断した上で、すでに時効が完成をしている5年前の分について債権放棄をしております、平成26年度以降の部分についてはまだ債権放棄はいたしておりませんし、これからも徴収の努力をいたしてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（菅 健雄君） これにて質疑を終結いたします。ただいま議題となっております第41号議案から第54号議案までについては、お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（菅 健雄君） 日程第2、決算審査特別委員会の設置及び委員選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。第55号議案平成30年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第56議案平成30年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出による監査委員を除く15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。よって第55号議案平成30年度豊後高田市歳入歳出決算の認定について及び第56号議案平成30年度豊後高田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議会選出による監査委員を除く15人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。決算審査特別委員会委員の方々には、本日の本議会終了後、決算審査特別委員会を開きますので、正副委員長との互選を行い、その結果を報告願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議はあす、午前10時に再開し一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時7分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 土 谷 信 也

豊後高田市議会議員 成 重 博 文